

おたふくかぜ_{予防接種} 費用助成



府中町では、おたふくかぜの発症及び重症化を予防するため おたふくかぜワクチンの接種費用を一部助成しています。

- 1. 対象者 次の①と②にあてはまるお子さん
 - ① 接種日時点で府中町に住民登録があるお子さん
 - ② 1歳から小学校入学前年度(年長児相当)までのお子さん ※ 助成対象となるのは、小学校入学前の3月31日接種分までです。
- 2. 助成額 1回あたり上限 4.000円
- 3. 助成回数 1人あたり2回
- 4. 医療機関に持参するもの
 - ① 母子健康手帳
 - ② 健康保険証、マイナ保険証など、接種する人の氏名、住所、年齢が分かるもの。
 - ③ おたふくかぜ予防接種予診票
 - ※ **予診票は、町内のおたふくかぜ予防接種実施医療機関(裏面の一覧をご覧ください**。)又は、健康推進課窓口でお渡しできます。健康推進課窓口にお越しの場合は、母子健康手帳をお持ちください。

5. 費用助成の受け方

町内 医療機関	「各医療機関が定める予防接種の費用の額」から助成金額(上限 4,000 円)を差し引いた金額を医療機関に支払ってください。
町外 医療機関	「各医療機関が定める予防接種の費用の額」を一旦、全額お支払いください。 その後、健康推進課で、助成金額(上限 4,000 円)の払い戻し手続き(★)を行ってください。
	★払い戻し手続きに必要なもの (ア)任意予防接種費用助成償還払い申請書(健康推進課窓口または町ホームページにあります。) (イ)予防接種予診票(接種後、医療機関から原本を返却してもらってください。) (ウ)領収書、明細書 (エ)申請者の口座番号がわかるもの (オ)運転免許証やマイナンバーカードなど、申請者の写真付きの本人確認書類

お問い合わせ 府中町健康推進課 Tel 082-286-3255 (平日 8:30~17:15)

〒735-0023 府中町浜田本町5番25号(福寿館)

6. おたふくかぜ予防接種の町内実施医療機関

【令和7年4月時点】

医療機関名	住所	電話番号
こさか内科	青崎東 20-2	281-4482
さかの小児科	鹿籠二丁目 13-2-1F	890-1062
すくすくキッズクリニック	大通二丁目 8-21-4F	286-8686
細田小児科医院	浜田一丁目 1-28	284-1020
前野医院 ※要予約	石井城二丁目 10-20	281-2334
マツダ病院 小児科 ※3日前までの予約必要、キャンセル不可、日程変更可。	青崎南 2-15	565-5026
向洋こどもクリニック	青崎中 24-26-4F	287-3266

7. おたふくかぜについて

7. 07651(7) 212 20.0		
	おたふくかぜは、ムンプスウイルスの感染症で、主に唾液を介して人から人に感染します。耳の下、頬の	
感染経路	後ろ、あごの下がはれる6日前から、はれてから9日後頃まで唾液の中にウイルスが出ているため、この	
	間は、唾液が感染する原因になります。	
	主な症状は、発熱と唾液腺(特に耳下腺)の腫れ・痛みです。 感染した人の約 3 割は感染しても	
	明らかな症状がでません。 唾液腺のはれは、症状が出始めて $1\sim3$ 日がピークで、 1 週間ほどで良くな	
	ります。	
症 状	おたふくかぜは、軽い病気と思われがちですが、実際には様々な合併症を伴うことがあります。髄膜炎	
	や脳炎・脳症などの神経の合併症のほか、難聴や精巣炎・卵巣炎・膵炎などの合併症があります。	
	国内では、毎年子どもを中心に数十万~百万人がかかり、5千人程度が入院していると報告されて	
	います。	

8. ワクチンの効果

おたふくかぜワクチンの公費接種を1回実施している国ではおたふくかぜの発症者数は88%減少し、2回実施している国では99%減少しています。

自然感染での発病は3~6歳が多いことを考慮すると、少なくとも3歳より前に接種することが勧められています。

日本小児科学会は、1回目を1歳になったら早めに、2回目を小学校入学前の1年間に接種することを推奨しています。

9. ワクチンの副反応 (起こるかもしれない体の変化)

接種後 $1.0 \sim 1.4$ 日後に微熱が出たり、耳の下、頬の後ろ、あごの下などがはれる場合がありますが、自然に治ります。接種後 3 週間前後に、おたふくかぜワクチンが原因の無菌性髄膜炎が、4 万接種あたり 1 人程度の割合で発生するとされています。ただし、おたふくかぜにかかった場合と比較してその頻度は低く、程度も軽いです。

その他、極めてまれに、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、難聴、精巣炎などが報告されています。

10. 健康被害救済制度

この事業は任意予防接種です。万が一予防接種による健康被害が生じた場合は、<u>独立行政法人医薬品医</u>療機器総合機構法に基づく救済制度の対象となります。